

フィードバック・ステートメント
ディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいか—
のれんの会計処理及び開示」に対する回答

ASBJ

EFRAG

OIC

イントロダクション

2014年7月に、企業会計基準委員会(ASBJ)、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)、イタリアの基準設定主体(OIC)は、のれんの会計処理及び開示に関するディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいか」(リサーチ・グループにより執筆)を公表した。2014年11月30日までコメントを求めた。

ASBJ、EFRAG及びOICは、今回、受け取った主要なコメントを記載したフィードバック・ステートメントを公表している。

このディスカッション・ペーパーをなぜ作成したのか

2013年に、国際会計基準審議会(IASB)は、IFRS第3号「企業結合」に関する適用後レビュー(PIR)に着手し、のれんに関する会計処理及び開示の要求事項はより一層の検討に値するという共通の見解が欧州、日本及び他の地域にあることが明らかになっている。

これを考慮して、ASBJ、EFRAG及びOICは、この領域に関するリサーチを実施するためのリサーチ・グループを結成した。最初のステップとして、リサーチ・グループは、減損のみのアプローチがもたらす情報の有用性及び減損のみのアプローチを適用する際の情報の作成と監査に係る課題に関する見解を求めため、アンケート調査を実施した。結果として、リサーチ・グループは、減損のみのアプローチによる情報の有用性を多数の関係者が疑問視していることを知った。また、作成者及び監査人が、IAS第36号「資産の減損」に従った減損テストのコストと主観性及び減損損失が適時な方法で認識されているのかどうかについて懸念していることも発見した。

この発見事項に基づき、リサーチ・グループは、欠点を改善するために考えられるアプローチを検討した。ASBJ、EFRAG及びOICは、リサーチの結果をディスカッション・ペーパー(DP)の形で公表することを決定した。その目的は、IASBが基準設定に関する取組みを正式に検討する前に、この重要な主題に関しての議論を促し進展させることであった。DPに記載されている見解は、リサーチ・グループのみの見解である。

関係者からの回答

DPに対して29通のコメントレターが寄せられた。コメント提出者の一覧を本フィードバック・ステートメントの付録に示している。寄せられたすべてのコメントレターは、ASBJ及びEFRAGのウェブサイトですべて入手可能である。

本フィードバック・ステートメントの目的及び使用

本フィードバック・ステートメントは、受け取った回答の正式な記録として作成されており、のれんの会計処理及び開示に関する将来の作業へのインプットとして ASBJ、EFRAG 及び OIC が使用することになる。本フィードバック・ステートメントは、関係者から受け取ったメッセージを要約するとともに、識別した主要なテーマに言及している。

本フィードバック・ステートメントは DP と併せて読まれることを想定している。DP は、ASBJ、EFRAG 及び OIC のウェブサイトですべて入手可能である。

寄せられた回答の要約

のれんの償却の再導入

大半のコメント提出者は、取得したのれんに関する減損のみのモデルは、のれんの事後測定に対する最も適切な解決策を提供していないという DP の主要な結論に同意した。これらのコメント提出者は、**のれんの償却を再導入すべきである**というリサーチ・グループの予備的見解に同意したが、同時に、コメント提出者は、減損テストを改善する分野があることを指摘した。この事項にコメントするにあたり、彼らは、さまざまな理由に言及した。これには、償却は、企業結合で取得した経済的資源の消費を合理的に反映し、取得したのれんのコストをその消費期間に配分することなどが含まれていた。

それでも、これらのコメント提出者は、IASB が最長の償却期間を示すべきかどうかに関して意見は分かれていた。一部のコメント提出者は、のれんの耐用年数を決定する際には、主観性及び高いレベルの判断が必要であることを承知していた。しかし、彼らは、主観性及び判断のレベルは、減損テストの場合よりも高くはないと考えていた。全般的には、のれんの償却を支持したコメント提出者は、取得したのれんの耐用年数を作成者が決定するのに役立つガイダンスを IASB が開発すべきであると考えていた。

これに対して、現行の減損のみのアプローチを支持したコメント提出者(主に利用者)は少数であった。これらのコメント提出者は、償却モデルは全く意味がなく、財務諸表利用者にとって有益とならないと説明した。

IAS 第 36 号のガイダンス及び開示の改善

多数のコメント提出者は、減損のみのアプローチは実務上課題となっており、IAS 第 36 号のガイダンスには改善の余地があると考えていた。これらのコメント提出者は、

現行アプローチに関する多くの困難を識別しており、何を改善すべきなのかに関していくつかの提案を提供した。

減損テストに関する開示要求を改善する必要があるかどうかに関する質問において、コメント提出者の見解には両論があった。改善の余地があると考えた者もいれば、そう考えなかった者もいた。ただし何れに関わらず、コメント提出者は、追加的な開示要求を検討する場合には、すでに広範であると考えられている開示要求の全体的な量を踏まえて検討すべきであると強調した。

さらに、多数のコメント提出者が、IASB が償却を再導入する場合には、のれんの減損テストの目的適合性が大幅に減少し、したがって、ガイダンス及び開示を改善する必要性は大幅に減少するであろうと強調した。

無形資産の償却及び無形資産をのれんと区別して認識すること

多数のコメント提出者は、IASB が取得したのれんの償却を再導入する場合には、実質的にすべての無形資産（耐用年数を確定できない無形資産を含む）に同様の要求事項を設けるべきであると考えていた。また、彼らは、IASB が企業結合において無形資産を区別して識別するという要求を再検討することを提案した（特に、IASB が、取得したのれんの償却に関する要求を再導入することを決定する場合）。